

新たな学校施設整備基本方針（第2次）

（平成26年度～平成35年度）

（案）

平成26年2月

世田谷区教育委員会

はじめに

学校は、子どもたちにとって大切な学習の場、生活の場です。世田谷区の未来を担う子どもたちが義務教育9年間を通して過ごす区立小・中学校の施設が安全安心で過ごしやすい施設であるように、私たちすべての大人が責任を持たなければなりません。

教育委員会では、平成17年に策定した「世田谷区教育ビジョン」において、「教育環境の整備」を重要な5つの施策の柱の一つに掲げてきました。また、平成26年3月に新たに策定する「第2次世田谷区教育ビジョン」においても同様に、6つの施策の柱の一つに「安全安心と学びを充実する教育環境の整備」を掲げて、将来を見通した教育環境の整備・充実を重要施策として位置づけることとしています。

私たちは、平成23年3月11日、東日本大震災というつらい経験を通して、子どもも大人も「自分の命は自分で守る。」ということの大切さを知ることとなりました。災害時への備えとして、日頃の防災教育の充実や非常用物品の備蓄などの対策はもちろんです、災害が発生した際、学校施設は地域に住んでいて被災した方々や帰宅が困難となった方々の避難施設となるなど学校施設の役割の重要性がさらに高まっています。こうしたことから、学校施設は防災機能を確保し、復興までの地域の拠点施設としての役割を果たすことが必要となります。

また、世田谷区では、公立学校の魅力を高め、子どもたちにより良い教育環境の実現をめざす取り組みとして、「世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する基本的な考え方」および「世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策」を定めて、区内の小・中学校の児童・生徒数の動向を見極めながら、大規模化への対応では校舎の増築、小規模化への対応では学校統合を進めるなどの取り組みを、校舎の老朽化対策とも組み合わせ合わせて総合的に推進してきました。これからも子どもたちが学校でいきいきと学び、健やかに育つこと、仲間とともに様々な体験を通して豊かな心をはぐくんでいくこと、そのために学校、家庭そして地域が共に協力しながら、未来を担う子どもたちを大切にはぐくむことを願い、より良い学校づくりを進めてまいります。

この度策定する「新たな学校施設整備基本方針(第2次)」は、今後10年間の学校施設整備の方向性を明らかにし、あわせて策定する「標準設計仕様書」とともに、今後の学校施設建築の基本構想や具体的な設計・施工の全般にわたる指針(ガイドライン)とするものです。

世田谷区教育委員会では、第2次世田谷区教育ビジョンを推進し、区立小・中学校への区民の大きな期待に応えるべく、質の高い教育を支える教育環境を整備し、さらに充実させていきます。

平成26年2月 世田谷区教育委員会

目 次

1．これまでの区立小・中学校の教育環境整備の取り組み	3
2．新たな学校施設整備基本方針（第2次）	7
（1）6つの視点（現状と課題、取り組みの方向性）	10
教育ビジョンの実現	10
校舎の老朽化への対応	10
既存校舎の適切な維持管理	11
地域コミュニティの核となる公共施設としての役割	11
災害時の避難所機能の確保への対応	12
環境負荷の低減など社会的要請への対応	13
（2）14項目の基本的な考え方	14
毎年2校を基本とする改築または長寿命化改修（リノベーションなど）の推進	14
予防保全による既存施設の計画的な整備	14
公共施設整備方針を踏まえた他の公共施設との複合的な整備	15
仮設校舎の工夫等による教育環境の確保と経費の抑制	15
多様な教育活動の展開に対応するための施設の整備	16
衛生的で安全に配慮した給食施設の整備	16
地域コミュニティの核としての役割を担う施設の整備	17
子どもや地域の高齢者など誰もが安全安心で快適な施設の整備	17
耐震性能の確保や非構造部材の耐震化など地震災害等への対応	18
避難所機能の確保と災害発生時への備え	18
再生可能エネルギーの活用や高効率設備導入等による環境負荷の低減	19
校庭の芝生化や屋上緑化など学校緑化への取り組み	19
周辺環境との調和と地域に愛される特色ある学校づくり	20
適正規模化・適正配置の取り組みと合わせた教育環境の整備	20
3．標準設計仕様書の策定	21
参考資料．求められる学校施設～過去の基本構想報告書から～	22

1. これまでの区立小・中学校の教育環境整備の取り組み

区立小・中学校の校舎の変遷

世田谷区の小学校、中学校にはそれぞれに長い歴史があり、創立140周年を迎えた学校もあります。

現在の校舎は、主に昭和30年代から40年代にかけて木造校舎から鉄筋コンクリート造の校舎へと建て替えられたものが多く、ベビーブームなどによる児童・生徒の増加に伴って増築された校舎や、平成になってから改築されたものもあります。

余裕教室の活用

第1次・第2次ベビーブームによって急激に増加した児童・生徒数は、昭和50年代から60年代をピークに減少傾向へと変化していきました。全国的にも同様の傾向が広がりを見せる中、その結果として生じた余裕教室の有効活用を図る動きが活発になっていきました。世田谷区も例外ではなく、災害時の避難所機能を想定した防災備蓄倉庫として活用したり、地域の高齢者の支えあい活動の場として活用したりするほか、当時では全国初となる余裕教室を活用した学校内での保育園の運営など、先進的な取り組みも進めてきました。

教育活動の進展に伴う施設整備

学校施設の整備に関しては、学習指導要領の改訂による新しい教育システムの導入に伴い、調べ学習で活用するための多目的教室や、習熟度別学習を行うための少人数教室、オープンスペース等を設けて学習指導の質の向上を図るなど、様々な進展がありました。さらに、特別支援教育の本格実施にも対応し、特別支援学級の計画的な整備を図るなど、配慮の必要な児童・生徒に対する教育環境の整備にも努めてきました。

また、世田谷区では、全国に先駆けて、放課後の児童の居場所として、新BOP(Base Of Playing)をすべての小学校に導入して指導員を配置し、学童クラブの機能を併設した放課後の児童の活動場所を提供してきました。

校舎の老朽化への取り組み

「平成」に入り学校を取り巻く状況が様々に変化する中で、昭和30年代から40年代に建てられた校舎では老朽化が進み、多くの学校で改築時期を迎えています。世田谷区では、平成3年に改築の計画的な取り組みを進めるための「学校改築指針」を、平成4年に「学校施設整備基本計画」を策定し、これらに基づいて順次学校の改築を進めていくこととしました。

また、平成9年には学校改築計画の手順、執行体制、学校施設の配置計画、設計計画、外構計画を内容とする実務マニュアル「学校施設計画標準」を定めました。

しかし、バブル崩壊以降の厳しい財政状況にあっては、計画的に学校改築を進めていくことには限界があり、こうした状況を克服して学校施設を適切に整備していくために、平成18年3月に「新たな学校施設整備基本方針」を策定しました。その中で、概ね10年間の長期展望に立ち、毎年2校を改築していくことを目標として、財政負担の平準化を図りながら、学校施設の更新をスピードアップすることとしました。

また、平成18年7月に「標準設計指針・標準仕様書」を策定し、今後の学校改築にあたっての原則として、「1. 工事工程における期間を短縮し、計画的、かつ、効率的に改築を実施する。」「2. 求められる教育環境を充実させつつも、シンプルで、できる限りコンパクトな学校施設とし、工事費用の縮減を図る。」の2点を定め、改築までの期間の短縮と、工事費用の縮減を実現しながら、各学校の特色をいかした学校づくりをめざして取り組んできました。

校舎の耐震化への取り組み

世田谷区では、平成7年の阪神淡路大震災でその重要性が再認識され、災害時に避難所となる学校施設の耐震化について、順次耐震診断を実施し、補強工事を行うなどの対応を進めてきました。さらに、平成18年度から平成21年度までの間にすべての区立小・中学校の耐震化を完了させる目標を設定し、耐震補強工事や耐震化のための改築および一部改築を精力的に進めました。

その結果、目標通り平成21年度末までにすべての学校の耐震化を完了し、安全で安心な学校施設を確保してきました。

新たな学校施設整備基本方針（平成18～26年度）に基づく取り組み

平成18年3月に策定した「新たな学校施設整備基本方針」では、過去の改築実績や改修費用の推移などを踏まえて、学校施設整備の基本的な方針として、次の9項目を掲げて、毎年2校の改築を進めることとしました。

- ・ 計画的・効率的な改築
- ・ コストの削減、改築手順
- ・ 学校施設の安全性の向上
- ・ バリアフリー化の推進
- ・ 地域教育基盤（プラットフォーム）への貢献と複合化
- ・ 環境に配慮した校舎整備
- ・ 情報基盤の整備
- ・ 街づくり事業と連動した改築
- ・ 学校の適正配置等の推進

しかしながら、平成18年度から平成21年度までの4年間は、校舎の耐震化への対応を最優先して取り組んできており、厳しい財政状況を考慮して、改築校の選定を見送った年度もありました。また、適正規模化・適正配置に関する具体的な方策に基づく大規模校対応としての校舎の増築や、小規模校対応として学校統合にあわせて統合新校を改築校に選定し、整備を進めてきました。

その結果、平成18年度以降、耐震化対応の改築を含めて8校の改築を実現してきた実績はありますが、これらの学校を優先して改築校に選定してきたため、校舎の老朽化がさらに深刻な課題となっています。

また、新たな取り組みとして、現在、深沢中学校において、既存校舎の構造躯体を活用し、求められる機能を付加した長寿命化改修（リノベーション¹など）の手法をモデル実施しています。

【リノベーション¹】

既存建物の構造躯体を活用し、社会的ニーズに合わせ、防災、省エネ、ユニバーサルデザイン等の建物性能を高める、建物の長寿命化手法の一つ。

改築実績

学校改築に関する方針・計画	竣工年度	改築学校名
学校改築指針（平成3年） 学校施設整備基本計画（平成4年） 学校施設計画標準（平成9年）	平成6年度	中町小、玉川中
	平成7年度	
	平成8年度	
	平成9年度	砧南小
	平成10年度	桜丘小
	平成11年度	八幡山小
	平成12年度	
	平成13年度	東深沢中
	平成14年度	
	平成15年度	烏山中
	平成16年度	
	平成17年度	船橋小
	平成18年度	
	平成19年度	駒沢小、給田小
	平成20年度	松沢小
平成21年度		
新たな学校施設整備基本方針（平成18年） 標準設計指針・標準仕様書（平成18年）	平成22年度	桜小、京西小
	平成23年度	芦花小、芦花中、 烏山北小、上北沢小
	平成24年度	
	平成25年度	世田谷中、船橋希望中
	平成26年度	
	平成27年度	太子堂小、多聞小
	平成28年度	城山小、深沢中
新たな学校施設整備基本方針（第2次） 新・標準設計仕様書（改訂後） （平成26年）	平成29年度	山野小、 東大原小（統合校）
	平成30年度	若林小、代沢小

平成26年度以降は竣工予定年度

耐震化に伴う一部改築校（平成18年度以降）

赤堤小、東深沢小、塚戸小、三宿小、中里小、桜町小、桜丘中、砧中、桜木中

耐震化に伴う補強工事（平成18年度以降）

校舎棟（小学校14校、中学校5校）、体育館棟（小学校6校、中学校1校）

児童増に伴う増築または一部改築校 二子玉川小、砧南小、千歳小、千歳台小

2. 新たな学校施設整備基本方針（第2次）

世田谷区では、平成26年度を初年度とする新たな基本計画を策定し、その中で、今後10年間の公共施設整備のあり方を示す、新たな「公共施設整備方針」を定めるとともに、これらに基づく新実施計画の中で「公共施設の整備方針に基づく取組み」として、施設種別ごとの年次計画などを示しています。

その中で、公共施設整備の視点として次の3点をあげています。

公共施設の増加抑制	区民ニーズへの対応
公共施設マネジメントによる取組み	

そのうえで、公共施設整備の基本方針として、次の5点を示しています。

施設総量の増加抑制	既存施設等の有効活用
施設整備・維持管理経費の抑制	運営・配置の見直し
求められる機能の整備	

新たな公共施設整備方針では、公共施設の老朽化に伴って今後の改築・改修にこれまで以上の経費がかかるため、すべての公共施設をこれまでと同様に維持することは困難であるとし、持続可能な自治体経営を行いつつ、区民が安全・快適に公共施設を利用できるよう適切に維持・更新するためには、施設総量の抑制を図る必要があるとしています。また、この実現のために、区全体の公共施設の情報を一元的に管理して、総合的にマネジメントする必要があるとしています。

学校施設は、区全体の公共施設に占める延床面積の割合が大きいため、教育環境の充実や子どもの増加による延床面積の増加が、施設総量の抑制に大きな影響を及ぼします。このため、今後の学校改築では、教育環境の充実を図りながら延床面積の増加抑制に取り組むとともに、子どもの人口が減少する場合には、その需要の減少に応じて統合や他の公共施設へ用途転換するなど、区全体の公共施設総量を意識した整備を図る必要があります。

また、平成26年1月には、総務省から「インフラ長寿命化計画の決定について」の通知があり、国としても、地方公共団体の財政状況が依然として厳しい中、公共施設が大量に更新時期を迎えることから、これらの公共施設の更新、統合、長寿命化などを計画的に行うことを求めるとしています。

文部科学省では、学校施設の在り方に関する調査研究において、平成25年3月に「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～」をまとめ、平成26年1月に「学校施設長寿命化改修の手引き」を公表し、また、その中で「予

防型保全」による計画的整備とともに、一般的に改築よりもコストを抑え、求められる機能を付加して教育環境を確保し、排出廃棄物量も少ない長寿命化改修への転換、地域の実情に応じた公共施設との複合化などの施策の方向性が示されました。

この度策定する「新たな学校施設整備基本方針（第2次）」は、平成26年度を初年度とする10年間の計画として策定される、基本計画をはじめとして、本方針の上位計画に位置づけられる新しい「公共施設整備方針」、「第2次世田谷区教育ビジョン」などとの整合を図るとともに、文部科学省が推奨する学校施設の老朽化対策としての「学校施設長寿命化改修」を本区で実現し、また、予防保全による既存施設の計画的な整備を推進していくための指針とするため、本方針の策定を1年前倒しして、平成26年度から平成35年度までの10年間の計画期間として定めます。

「新たな学校施設整備基本方針（第2次）」を着実に推進するためには、中長期的な財政計画に基づく財源の確保が欠かせません。

整備にあたっては、維持管理経費の縮減や高効率設備の導入、施設整備コストの抑制などに努めるほか、将来の人口動向（人口構成の変化など）の変動に伴う需要の変化に対応するために、将来の用途転換（コンバージョン）が可能な構造にするなど、中長期的にも効率的な投資となるよう設計段階からの工夫が必要です。

周辺の公共施設の需要や利用状況から、それらの施設の機能を将来的に担うことによって、公共施設の再編に寄与することも考えていきます。

一方、国においては、義務教育を含めた教育制度改革の検討が行なわれており、こうした動向にも十分注視しながら、より良い教育環境づくりに取り組んでいきます。

今後の学校施設整備にあたっては、毎年の財政収支を見据えながら、より適切で効率的な整備が進められるように、教育委員会だけではなく、区長部局と連携して総合的に公共施設の整備を進めていきます。

「新たな学校施設整備基本方針（第2次）」では、「公共施設整備方針」の3つの視点と5つの基本方針や、「第2次世田谷区教育ビジョン」に掲げる6つの施策の柱を念頭に、今後10年間の学校施設整備の方向性や目標、実現のための考え方などを盛り込むものとします。**6つの視点（現状と課題、取り組みの方向性）を踏まえて、14項目の基本的な考え方**を、今後の学校施設整備の指針として次に示します。

■ **6つの視点（現状と課題、取り組みの方向性）**

教育ビジョンの実現

校舎の老朽化への対応

既存校舎の適切な維持管理

地域コミュニティの核となる公共施設としての役割

災害時の避難所機能の確保への対応

環境負荷の低減など社会的要請への対応

■ **14項目の基本的な考え方**

毎年2校を基本とする改築または長寿命化改修（リノベーションなど）の推進

予防保全による既存施設の計画的な整備

公共施設整備方針を踏まえた他の公共施設との複合的な整備

仮設校舎の工夫等による教育環境の確保と経費の抑制

多様な教育活動の展開に対応するための施設の整備

衛生的で安全に配慮した給食施設の整備

地域コミュニティの核としての役割を担う施設の整備

子どもや地域の高齢者など誰もが安全安心で快適な施設の整備

耐震性能の確保や非構造部材の耐震化などの地震災害等への対応

避難所機能の確保と災害発生時への備え

再生可能エネルギーの活用や高効率設備導入等による環境負荷の低減

校庭の芝生化や屋上緑化など学校緑化への取り組み

周辺環境との調和と地域に愛される特色ある学校づくり

適正規模化・適正配置の取り組みと合わせた教育環境の整備

(1) 6つの視点(現状と課題、取り組みの方向性)

教育ビジョンの実現

【教育ビジョンの考え方】

第2次世田谷区教育ビジョンの基本方針の一つに、「これからの社会を生き抜く力の育成」を掲げ、子どもたち一人ひとりが多様な個性や能力を発揮しながら、人とかわり、自ら「感じ」「考え」「表現する」力をはぐくんでいきます。

これからの社会を生き抜く力の基礎となる「豊かな人間性」、「豊かな知力」、「健やかな身体・たくましい心」を義務教育でしっかりと育てていくことが重要です。

【学校施設整備の方向性】

学校は、子どもたちの学びの場、生活の場であることから、質の高い義務教育の実現をめざす「世田谷9年教育」を進めるための教育環境を整備するとともに、子どもたちが1日の大半を過ごす学校施設が居心地が良く、安全であることを第一に考えなければなりません。

校舎の老朽化への対応

【校舎の老朽化の現状】

世田谷区では、平成25年9月に「世田谷区公共施設白書2013」を発行しました。これは、世田谷区の公共施設の現状を把握して、今後の公共施設のあり方を考えていくための基礎資料とするものです。公共施設白書では、施設種別ごとに、設置目的、施設の現状(築年数、竣工年、敷地面積、延床面積、構造など)、施設の配置、利用状況、維持管理等の経費などについて、それぞれ整理されています。

学校教育施設についても、白書の中に整理されており、築年数(最も古い棟の建築当時からの経過年数)で見ると、小学校で9校、中学校で9校の合計18校に築50年を経過する校舎(棟)が存在しています。

学校によって、木造校舎から鉄筋コンクリート造への建て替えや児童・生徒数の増加に伴う増築をしてきているために、棟別の築年数が異なっているケースも多くなります。

【校舎の老朽化に向けた新たな取り組み】

学校施設の老朽化は年々進むことから、順次改築による施設の更新を図っていく必要があります。

また、学校施設の既存の躯体を活用して、改築よりもコストを抑え、求められる機能を付加して教育環境を確保する長寿命化の対策として、長寿命化改修(リノベーションなど)の手法を採用した新たな取り組みも重要です。

既存校舎の適切な維持管理

【校舎の老朽化の課題】

校舎の老朽化の状況については、「平成25年9月に策定した「世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策(第2ステップ)」(計画期間:平成25年度から平成31年度の7年間)においても、校舎の老朽化は、学校の大規模化と小規模化の課題とともに、3つの課題の一つとして捉えています。

これによると、築40年から築49年の学校数は、小学校で35校、中学校で7校、築30年から築39年の学校数は、小学校で7校、中学校で8校あり、築50年以上の学校を含めると、全小・中学校93校中75校にのぼり、約8割になります。

また、区の財政状況は過去10年間において、リーマンショックなどの影響により、非常に厳しい状況にあったことに加え、校舎の耐震化への対応を最優先に行う必要があったため、大規模改修工事を行うための財源まで確保することが困難でした。

【着実な学校施設整備に向けた方向性】

こうした学校施設の老朽化の状況を踏まえつつ、今後も厳しさが見込まれる区の財政状況においては、既存校舎を適切に維持するとともに、整備経費を抑制するためには、中長期的な視野にたって、計画的な改修(予防保全)を着実に進めることが重要です。

地域コミュニティの核となる公共施設としての役割

【地域とともに子どもを育てる教育】

世田谷区の学校は、長きに渡って地域に支えられ、地域に愛されてきました。

第2次世田谷区教育ビジョンでは、「地域とともに子どもを育てる教育の推進」を基本方針の第1に掲げ、世田谷らしい豊かな教育基盤や資源をいかし、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域とともに子どもを育てる教育、地域とともにある学校づくりを推進するとしています。

また、学校施設は、地域のお祭りやイベントの会場、地域のスポーツや文化活動の場、避難所運営訓練の実施、防災倉庫の設置など地域コミュニティの活動の核となる公共施設としての役割も果たしています。

【開かれた学校づくりに向けて】

学校施設の整備にあたっては、今後とも教育ビジョンを支える学校、家庭、地域の連携を踏まえた開かれた学校づくりを実現する施設整備が求められています。

災害時の避難所機能の確保への対応

【災害への備えの重要性の高まり】

平成23年3月11日東日本大震災が発生し、東北・関東地方に甚大な被害をもたらしました。東京都内では、震災による交通網の混乱が生じ、多くの帰宅困難者が発生しました。世田谷区内のすべての学校施設は、平成21年度末までに耐震化への対応を完了していたため、建物の倒壊などの大きな被害はありませんでしたが、構造物ではない壁面の亀裂などの軽微な被害がいくつか報告され、補修をしました。

震災後は、他自治体で発生した非構造部材²の落下被害に伴い、学校施設の躯体そのもののほか、非構造部材への対応が求められました。世田谷区では、既に天井や照明等の点検を終えており、今後は国が作成した手引に基づいて、適切に対応していく予定です。

また、大きな課題ともなった帰宅困難者対策についても、実際に東日本大震災の際には12校の小・中学校で臨時的に、帰宅困難者受け入れのために学校施設を開放する措置をとりました。

さらには、児童・生徒の帰宅引き取りの対応として、食料・飲料水・ブランケット等の備蓄などの対策も順次進めています。

【学校施設整備への反映】

このように、大きな災害への備えが重要となっており、また、実際に災害が発生した場合には、避難所としての機能を果たすことから、学校施設の整備にあたっての重要な視点として考えていく必要があります。

【非構造部材²】

構造設計・構造計算の対象となる構造体（骨組み）と区分した天井材、照明器具、窓ガラス、外・内装材、設備機器、家具等。

環境負荷の低減など社会的要請への対応

【持続可能な社会の実現のための重要な課題】

現在、持続可能な社会の実現のための課題として、地球規模での温暖化への対応が重要となる中、国では、エネルギー消費の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）が改正されました。これに伴い、平成22年度から、同法に基づき世田谷区教育委員会が特定事業者指定され、区立小・中学校の使用エネルギーを5年間で原油換算5%の削減が求められるなど具体的な対応が求められています。

世田谷区では、平成22年度に「世田谷区環境配慮公共施設整備指針（公共施設省エネ指針）」を定めるとともに、「標準設計指針・標準仕様書」において、太陽光発電設備の設置や高効率設備の導入など省エネルギー対応を盛り込み、学校施設整備の際に適用してきました。

【ハード・ソフト両面からの取り組み】

私たちが持続可能な社会を実現していくためには、環境負荷の低減などの社会的要請に対応した学校施設整備や子どもたちの環境教育の一環としての取り組みを推進する必要があります。

(2) 14 項目の基本的な考え方

毎年2校を基本とする改築または長寿命化改修(リノベーションなど)の推進

区の財政状況が引き続き厳しい中で公共施設の更新需要は高まっていくことから、新たな公共施設整備方針では、公共施設総量の増加抑制について、中長期の見通しを示しているほか、国では施設の長寿命化への取り組みを進めるよう求めています。

今後10年間は、毎年2校を基本として改築または長寿命化改修(リノベーションなど)を進めることを目標として、着実に整備していきます。

平成26年1月に文部科学省は「学校の長寿命化改修の手引き」を公表しました。区がこれまで進めてきた、建物の全体に改修を施し、原状回復を目指す内部・外部大規模改修に対し、既存の鉄筋コンクリート躯体を利用する長寿命化改修(リノベーションなど)では、耐震性などの求められる機能向上、環境配慮など、建て替え同等の教育環境の確保を達成し、さらにおおむね30年程度は使用することをめざすとしています。

長寿命化改修(リノベーションなど)は、鉄筋コンクリート躯体を再利用するため、廃棄物の大幅な抑制、工期の短縮、工事費の縮減などのメリットがある反面、鉄筋コンクリート躯体のコンクリート強度が著しく低い場合(おおむね13.5N/m²以下)は困難であるほか、設計上の制約や法令上の問題もあるなどのデメリットがあります。

こうしたことも踏まえ、具体化にあたっては構造の状況等の事前調査をし、その結果から慎重に判断する必要があります。現在、深沢中学校でモデル的に長寿命化改修を進めており、その検証も含めて今後調査・研究に取り組みつつ、より効率的かつ効果的な学校施設整備に取り組んでいきます。

予防保全による既存施設の計画的な整備

既存校舎の性能を維持・保全しながらより長く使用していくためには、建築後概ね15年程度を目安に大規模な改修工事を実施することが望ましいとされています。

平成26年1月に文部科学省が公表した「学校の長寿命化改修の手引き」においても、「予防保全型」の計画的な整備の重要性が示されています。

今後の10年間は、予防保全による既存校舎の計画的な整備を着実に実行することにより、既存校舎を適切に維持・保全し、改築までの期間を延伸できるように取り組んでいきます。

公共施設整備方針を踏まえた他の公共施設との複合的な整備

新たな公共施設整備方針では、施設総量の増加抑制の観点から、公共施設の複合化により、建物と敷地を集約し、単独で整備した場合よりも建築経費、延床面積、維持管理経費を抑制することとしています。

これからの学校施設の整備にあたっては、地域の実情に応じて、出張所・まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター等、他の公共施設との効率的かつ複合的な整備を図っていきます。

仮設校舎の工夫等による教育環境の確保と経費の抑制

学校敷地の形状や校舎配置などにより状況は異なりますが、改築や長寿命化改修（リノベーションなど）における仮設校舎のあり方を工夫することで、工事期間の短縮や校庭等の確保ができるなど、仮設校舎経費の縮減効果とあわせて、工事中の教育環境面での児童・生徒の負担を軽減するなどのメリットが考えられます。

また、近隣の学校施設を活用することにより、仮設校舎が不要または規模が縮減された場合、仮設校舎経費や工期短縮に伴う工事監理費の縮減など、より大きな効果が期待できます。

改築や長寿命化改修（リノベーションなど）にあたっては、「標準設計仕様書」に基づくイニシャルコスト（初期建設費）の縮減を図るとともに、仮設校舎のあり方についての可能性を検討することとし、教育環境の確保と経費の抑制に努めていきます。

多様な教育活動の展開に対応するための施設の整備

世田谷9年教育をはじめとして、各小・中学校では、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動を積極的に展開しています。習熟度別学習などの少人数指導の導入も進み、これらの指導體制を充実するための講師の配置など、ソフト面の拡充を図っています。こうした特色ある教育活動を可能にする施設の整備も欠かすことはできません。

また、配慮を要する児童・生徒に対する教育環境の整備については、国や東京都のさまざまな取り組みも踏まえながら、特別支援学級に入級する児童・生徒の状況や障害の種別、学級形態、地域的なバランス、既設の学級規模などに配慮した特別支援学級の整備など、引き続き検討していく必要があります。

改築や長寿命化改修（リノベーションなど）においては、「標準設計仕様書」に基づきそれらの施設・設備を整備し、また、他の用途で使用している教室を転用するなど、必要に応じて適宜対応していきます。

衛生的で安全に配慮した給食施設の整備

子どもたちにとって、学校は生活の場です。学校給食は、日常的な生活習慣を身につけるとともに、近年、食育の観点からも重要性が高まっています。

世田谷区では、学校給食の提供方法を見直し、委託事業者の活用を進め、各学校それぞれに特色のある給食の提供に取り組み、高く評価されています。

一方、給食施設・設備に求められる性能水準も高くなっており、さらに、食物アレルギー疾患対応児童・生徒は年々増加する傾向にあり、そのためのきめ細やかな対応と対応できる給食設備の整備が求められています。

また、現在、中学校7校で給食調理施設が整備されていません。これらの中学校については、学校給食太子堂調理場に代わる民間給食施設を活用しつつ、改築や長寿命化改修（リノベーションなど）などの機会を捉えて整備を進めていきます。

給食設備の衛生面・安全面に万全を期することは区の責任であり、施設関係法令等に基づいて、衛生的で機能的な設備を備えることが重要です。アレルギー対応、施設の老朽化および児童・生徒の急増対応など学校の状況に照らし、必要に応じて給食施設の整備を図っていきます。

地域コミュニティの核としての役割を担う施設の整備

世田谷区では、平成25年度からすべての区立小・中学校が地域運営学校に指定され、学校運営への地域の方々の参画が進んでいます。

学校協議会の活動では、児童・生徒の健全育成、地域防災・防犯、教育活動の充実の観点から、学校と地域の様々な団体が協力・連携した事業などが盛んに行われており、あいさつ運動や学校と地域との共催によるイベントの実施、避難所運営訓練など様々な取り組みが見られます。

学校をより地域に開かれ地域に信頼される施設としていくため、会議室や運動場の利用、避難所用防災倉庫の設置など、安全面にも配慮しながら柔軟な対応ができる施設・設備を整備していきます。

子どもや地域の高齢者など誰もが安全安心で快適な施設の整備

障害のある子どもや配慮を要する子ども、地域の高齢者や障害者が学校内を移動する際などには、災害時に避難所となることを含め、より安全安心で快適に利用できることが求められます。

改築や長寿命化改修（リノベーションなど）にあたっては、「標準設計仕様書」に基づく施設・設備を整備するとともに、エレベータや多目的トイレなど、ユニバーサルデザインに適合した整備を図ります。また、大規模改修の機会や必要に応じた個別の対応にあたっては、誰もが安全安心で快適に利用できる施設・設備を整備していきます。

耐震性能の確保や非構造部材の耐震化など地震災害等への対応

世田谷区では、平成7年度から、学校施設の耐震診断を順次実施して、診断結果に基づいて補強工事を実施し、さらに取り組みのスピードアップを図るため、平成18年度から平成21年度までの4年間ですべての区立小・中学校の耐震化を完了することを区の最優先課題と位置づけて、迅速に対処してきました。

ところが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、巨大な津波による建物の倒壊被害のほかに、吊り天井の落下により死亡者が発生するなど、非構造部材の落下被害が相次いだことから、文部科学省では、非構造部材の耐震化への対応について、平成25年8月に「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」を定めました。

世田谷区では、首都直下地震などに備え、国の手引を踏まえた学校施設の天井材や照明器具等の調査点検など非構造部材の耐震化への対応を、施設の耐震性能の確保とあわせて進めていきます。

避難所機能の確保と災害発生時への備え

大きな災害が発生した場合には、地域に住んでいて自宅が被害を受けて避難してくる方や、区外から訪れていた方が区内に滞在中に被災する場合など、様々なケースで避難所となる学校施設に多くの方々が避難してくることも想定されます。

世田谷区では、学校施設が災害時に避難所となることから、改築にあたって、耐震性能の確保や災害時への備えなど安全安心の学校づくりに取り組むことはもちろんのことですが、避難所運営用の防災倉庫の整備のほか、平成15年度から平成29年度までに、すべての小・中学校にマンホールトイレの設置を完了する計画です。

また、太陽光発電については、自立運転可能型の整備を進めています。

さらには、それぞれの学校を単位として避難所運営組織を設置し、防災訓練や避難所運営訓練を実施しています。

東日本大震災後は、新たな課題として明らかになった児童・生徒の引取りへの対応と、それらに伴う備蓄物品の配備などの備えを進めています。

改築や長寿命化改修（リノベーションなど）にあたっての災害時への備えという考え方は、欠かすことのできない要素であり、基本構想や基本設計の中で重要課題の一つとして取り組んでいきます。

再生可能エネルギーの活用や高効率設備導入等による環境負荷の低減

教育委員会では、「世田谷区教育委員会エネルギー削減計画推進会議」を設置して、各小・中学校の電気・水道・ガスの使用料の報告を受け、これを取りまとめて、評価するとともに、省エネルギーに取り組むための方策を検討し、法令に基づいた中長期計画書および定期報告書を作成し、毎年経済産業省および文部科学省に報告しています。

また、子どもたちの環境教育の一環として、みどりのカーテンやこまめな節電、打ち水など学校エコライフ活動を奨励して、学校ぐるみで省エネルギーの取り組みを進めています。

このような法令に基づく取り組みなどのほかに、改築や長寿命化改修（リノベーションなど）にあたって、高効率設備の導入や太陽光発電設備の設置など再生可能エネルギーを活用するほか、雨水利用や熱源負荷の低減など、様々な技術等を採用して環境負荷の低減への取り組みを進めていきます。

校庭の芝生化や屋上緑化など学校緑化への取り組み

世田谷区では、平成44年度に、区内のみどり率³を33%まで高めることを目標とする「世田谷みどり33」という目標を掲げ、「世田谷区みどりのみずの基本計画」に基づいて、施設整備の際の緑被率の基準を設けるなど、みどりを増やす取り組みを進めています。

子どもたちにとって、学校での生活に潤いを与える緑化の取り組みは、健やかな成長の上でも大切なことです。

学校施設の緑化を進めることは、改築基本構想の中でも重要性が高まっており、今後とも、「学校緑化推進計画」に基づいて、校庭芝生化、屋上緑化、みどりのカーテンなど、積極的に緑化を進め、みどり率の向上に努めていきます。

【みどり率³】

緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた面積が世田谷区全域に占める割合。

周辺環境との調和と地域に愛される特色ある学校づくり

世田谷区の学校の多くは住宅街の中に建てられています。静かな環境の中で子どもたちの声やチャイムの音が聞こえます。それぞれの学校の歴史は長く地域にとけ込んでいます。

これまでの学校改築の際に基本としてきた「標準設計指針・標準仕様書」は、学校間の質的な格差が生じないように、保有すべき一定の水準を示すものである一方で、学校施設の計画の画一化を促すものではなく、各学校の特性に応じた個性ある学校づくりをめざしています。

22ページ以降の参考資料にあるように、各学校の改築基本構想では、「周辺環境との調和」や「地域に愛される学校」が基本理念や基本方針に盛り込まれています。各学校の特色をいかした個性的な学校づくりを基調とした基本構想が策定され、それが実現されていくところを地域とともに見守っていきます。

学校施設の改築にあたっては、延床面積の抑制や建築経費の縮減に努めながら、周辺環境と調和し、みどりや空地进行を配した、地域に長く愛される学校づくりに取り組んでいきます。

適正規模化・適正配置の取り組みと合わせた教育環境の整備

世田谷区では、地区や学校区によっては児童・生徒数の増加傾向や減少傾向に大きな偏りが生じており、こうした状況が今後も引き続くことが見込まれています。

そのため、子どもたちの教育環境の向上を目的とする、区立小・中学校の適正規模化・適正配置の取り組みとして、大規模化への対応では、児童・生徒を安心して受け入れられるようにするための校舎を増築、学校の小規模化への対応では、複数学級での学校規模を維持するために近接する学校との統合や通学区域の見直しなどを進めていきます。

今後もこのような適正規模化・適正配置の取り組みを進めるにあたっては、子どもや保護者、地域の方々の期待に応えられるような教育環境の整備に努めていきます。

3 . 標準設計仕様書の策定

平成18年7月に策定した現在の「標準設計指針・標準仕様書」は、策定以後の法令等の名称や条文等の改正、区の関連計画・方針等への整合を図るとともに、教育上求められる機能を充実するために記述を修正したり、技術の進展や社会的な要請への対応の記述を追加したりするなど、下表のとおり改訂してきました。

	主な改訂内容
平成21年3月改訂	<ul style="list-style-type: none">・世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例・世田谷区環境配慮公共施設整備方針（公共施設省エネ指針）・教育ネットワークおよび校務ネットワーク環境の整備・ICTを活用した授業・特別支援学級への対応（特別支援学級設置標準仕様）・給食室整備の基本的な考え方 ほか
平成24年3月改訂	<ul style="list-style-type: none">・災害（地震）時対応設計の手引き（平成23年8月）・公共施設省エネ指針運用基準（平成23年8月）・豪雨対策として雨水流出抑制施設（浸透・貯留）の設置・学校トイレ工事共通仕様書・高効率照明器具・ランチルームを多目的ルームに名称変更 ほか

この度の「新たな学校施設整備基本方針（第2次）」の策定にあわせて、「公共施設整備方針」、「第2次世田谷区教育ビジョン」などとの整合を図る必要があることから「標準設計仕様書」として、早期に策定します。

「標準設計仕様書」の策定にあたっては、この間の関係技術の進展や社会的な要請を考慮するとともに、たとえば、地域性による児童・生徒数増減の傾向を踏まえたワークスペース数の見直しや、諸室の兼用活用による床面積の縮減など必要な整備面積を精査するほか、具体的な各室の整備仕様についても、施設総量の増加抑制や経費の抑制に寄与するよう改めます。

策定後は、必要に応じて、3年から4年程度を目安に見直すこととします。

参考資料．求められる学校施設～過去の基本構想報告書から～

学校改築を行う場合には、「学校改築計画基本構想検討委員会」(以下、「基本構想検討委員会」という。)において、学校施設に求められる基本理念や、校舎等の配置案などの基本構想案を策定することから始めます。基本構想検討委員会には、世田谷区職員のほか保護者、町会・自治会や地域活動に関わる方々が参加します。

基本構想検討委員会では、まず、計画にあたっての前提条件(敷地条件や必要教室数等施設規模)を示し検討を進めます。中間期には、児童・生徒・保護者および近隣住民等への説明会や、児童・生徒や教職員も含めたアンケート調査を実施し、広く意見を集約しながら、改築基本構想案としてまとめます。

どのような学校施設が求められているのか、地域の特性に応じた学校づくりとはどのようなものなのか、近年の基本構想報告書からうかがい知ることができます。

■ 太子堂小学校改築基本構想(平成24年3月)

基本理念 「地域と共に育む、心のふるさと - 大志の学び舎 - 」
未来を担うこどもを育てる学校づくり
安全・安心な学校づくり
環境に配慮した学校づくり
地域に愛される学校づくり

■ 多聞小学校改築基本構想(平成24年3月)

基本理念 「地域に根ざした、個性をはぐくむ丘の学校」
基本方針 学習や教育の変化に対応できる学校
豊かな個性をはぐくみ、仲間を大切に作る心をはぐくむ学校
環境負荷低減を図り、地球を大切に作る心をはぐくむ学校
周辺環境との調和を図り、地域のつながりを育てる学校
安全・安心の学校

■ 城山小学校改築基本構想(平成25年3月)

基本理念 「地域とともに子どもたちを育てる杜の学び舎」
基本方針 多様な教育に対応し、健康な子どもを育てる学校づくり
環境に配慮した学校づくり
地域コミュニティの拠点としての学校づくり
安全・安心に配慮した学校づくり

(1) 太子堂小学校改築基本構想 (太子堂小学校改築基本構想報告書から抜粋)

基本理念 「地域と共に育む、心のふるさと 一大志の学び舎」

太子堂小学校の一番の特色である地域に支えられている学校として、二代三代と続いていく地域住民の方々にとっての「心のふるさと」となるように、地域から愛され誇りとされる学び舎を目指し、改築の基本理念とします。

□コンセプト

○未来を担う子どもを育てる学校づくり

□実施方針

- ・多様な教育活動ができる学習環境を整備します。
- ・質の高い学校運営や教育内容の実現に柔軟に対応できる施設とします。
- ・快適で機能的に使用できる施設環境を整備します。
- ・利用しやすい校庭環境を整備します。

○安全・安心な学校づくり

- ・見通しの良い施設計画と大人の目による見守りにより、安全性・防犯性に配慮します。
- ・子どもたちの環境衛生について、適切な室内環境の確保に配慮します。
- ・施設全体の利便性の向上とともにバリアフリー化を行います。
- ・地域の避難所として安全安心な施設整備を行います。

○環境に配慮した学校づくり

- ・自然エネルギーの利用により、地球環境にやさしい施設づくりを行います。
- ・環境について学習や体験ができるエコスクールを実現します。
- ・周辺環境への影響に配慮した計画とします。
- ・丈夫で長持ちする施設とします。

○地域に愛される学校づくり

- ・学びや出会いを通じた地域交流の拠点としての学校づくりを行います。
- ・学校施設の地域利用に配慮した施設整備を行います。
- ・烏山川緑道と調和する敷地利用計画とします。
- ・太子堂地区のまちづくりにあった施設づくりを行います。

建物ボリュームイメージ



南方向からのイメージ



北方向からのイメージ

(2) 多聞小学校改築基本構想(多聞小学校改築基本構想報告書から抜粋)

■基本方針

1. 学習や教育の変化に対応できる学校

- ・少人数やグループ、大人数といった様々な学習の規模に対応した場を整備する。
- ・利用方法や教育方針等の変化、児童数の増減に対応できる自由度の高い計画とする。
- ・児童や教職員の移動距離や移動時間の短縮化を図ることの出来る、無駄が無く効率的な施設配置とする。
- ・学校行事や児童の体力向上、地域利用促進の為、運動場は可能な限り広く確保する。
- ・計画～設計～工事を通した学校改築の工程自体が教材となる仕組みを検討する。

2. 豊かな個性をはぐくみ、仲間を大切に作る心をはぐくむ学校

- ・学年ごとのまとまりを確保しつつ、異学年との交流やふれあいを創出する場を確保する。
- ・仲間の活動に興味を持ち学習に対する好奇心を育てる、開かれた学習環境を整備する。
- ・様々な学習活動の成果や意見の発表等、情報発信の出来る場を整備する。
- ・みんなが集う「丘の学校」となるよう、仲間と共に安心して学校生活を送ることの出来るバリアフリーを実現する施設整備を行う。

3. 環境負荷低減を図り、地球を大切に作る心をはぐくむ学校

- ・自然換気・通風を備えた快適で環境にやさしい学習環境を整備する。
- ・太陽光発電、雨水利用、緑化等の環境負荷低減の取り組みを教材として活かす「見える化」を図る。
- ・自然素材や環境への影響が少ない材料・工法を選定する。

4. 周辺環境との調和を図り、地域のつながりを育てる学校

- ・地域の交流拠点となる開かれた施設整備と、愛着湧く地域のシンボルとなる施設を整備する。
- ・管理し易く分かり易い動線や出入口の設定等、地域利用と学校運営の両立が図れる平面計画を行う。
- ・近隣のプライバシー・日照・騒音等を考慮した適切な校舎配置を行う。
- ・周辺道路や隣地に対する空地や緑地の確保、既存樹木の保全や移植等により、周辺景観・まちなみ景観の継承を図り、周辺の住環境の保全に努める。
- ・隣接幼稚園が運動場等を利用する事を考慮し、連携の図れる計画とする。

5. 安全・安心の学校

- ・耐震性・耐火性能の向上と防災設備の充実を図り、地域の防災・避難拠点、地域の安全と安心の拠りどころとなる施設整備を行う。
- ・化学物質の拡散による健康被害の無い建材の使用や、見通しの良い廊下、教室の配置等、児童がのびのびと学習できる安心で健康的な学習の場を整備する。
- ・大人(教職員)の視線が児童に行き届く職員室の配置や安全な登下校門の設定等、事件や事故から児童を守る防犯性の高い施設とする。

建物ボリュームイメージ



南西方向からのイメージ



北東方向からのイメージ

(3) 城山小学校改築基本構想(城山小学校改築基本構想報告書から抜粋)

地域とともに子どもたちを育てる杜の学び舎

□基本理念

豪徳寺や世田谷城址公園、松陰神社といった文化財に囲まれ、烏山川緑道が隣接する緑豊かな環境の中で、城山小学校は、「地域とともに子どもを育てる学校」として歩み続けてきました。今回の改築についても、「地域の学校」「緑豊かな学校」として、地域から愛され続ける学校づくりをめざします。

□基本方針

1. 多様な教育に対応し、健康な子どもを育む学校づくり

- ・学習に集中して取り組むことができる学校とします。
- ・多様な授業展開に柔軟に対応できる学習環境とします。
- ・子どもたちの体力向上を促進する健康的な学校とします。
- ・東京都指定愛鳥モデル校等の学校の特徴を踏まえた計画とします。

2. 環境に配慮した学校づくり

- ・自然エネルギーの利用により、地球環境にやさしい学校とします。
- ・緑豊かな自然環境とふれあえる学校とします。
- ・「見える・育てる・学べる」をキーワードにした、学校全体が子どもたちの環境教育の場となる仕組みを整備します。
- ・周辺環境への影響に配慮した計画とします。

3. 地域コミュニティの拠点としての学校づくり

- ・地域に親しまれる開かれた施設とします。
- ・開放エリアと非開放エリアを明確化した使いやすい施設とします。
- ・総合型地域スポーツクラブ等の活発な地域活動を踏まえた計画とします。
- ・地域とつながり、歴史や文化にふれることのできる学校とします。

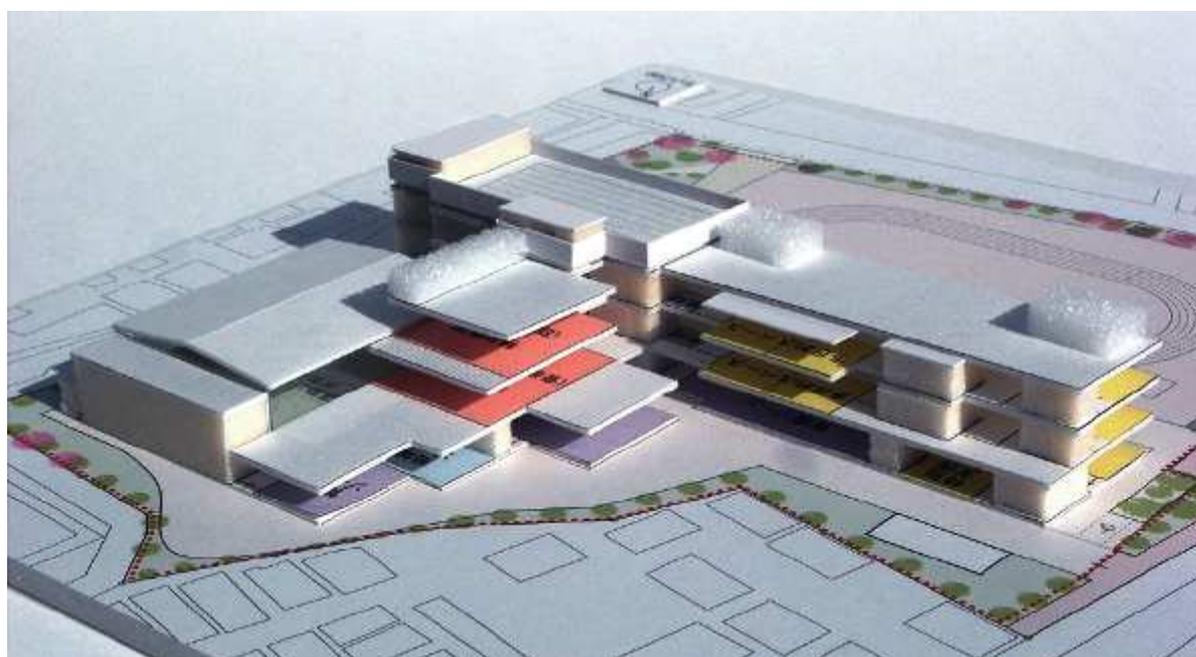
4. 安全・安心に配慮した学校づくり

- ・誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れた学校とします。
- ・見通しの良い廊下など、安全・安心な学習の場を整備します。
- ・学校敷地外周部の道路環境を整備し、子どもたちを守る安全な学校とします。
- ・災害時に地域の拠りどころとなる安全・安心な地域の防災拠点とします。

建物ボリュームイメージ



南方向からのイメージ



北方向からのイメージ

<お問い合わせ>

世田谷区 教育委員会事務局 教育環境推進担当部

学校適正配置担当課

電 話 03 - 5432 - 2722

F A X 03 - 5432 - 3028

施設課

電 話 03 - 5432 - 2659

F A X 03 - 5432 - 3028